

大阪府監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年5月12日

大阪府監査委員 和田 秋夫
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 藤原 敏司
同 大西 寛文

1 委員意見に対する措置

（基本財産の運用方法について）

監査対象機関名	財務部（行政改革課）	
監査実施年月日	—————	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成24年度に実施した公の施設の指定管理者に対する監査では、以下に記載のとおり、7施設において多数の課題（不備事項、検討を要する事項）が認められた。検出された課題は、(1) 指定管理者のマネジメント、業務管理、(2) 府と指定管理者間の契約違反等、(3) 収入金等の管理、(4) 会計処理、(5) 事務処理のように多岐にわたっている。</p> <p>これらは、単純なミスだけではなく、指定管理業務の運営に関わるものや、場合によっては現金の流用等の不祥事につながりかねない要素を含んでいるものもある。</p> <p>府では、公の施設所管部局によって、様々な点検・指導が行われてきたところであるが、このような課題を解消していくためには全庁的な取組が必要と考えられる。制度を所管する財務部行政</p>	<p>平成25年5月2日に開催した行政改革課兼務職員等会議において、各部局に対し、今回の委員意見について説明を行うとともに、各施設における業務の適正性確保を図るよう依頼を行った。</p> <p>あわせて、行革第1067号において、各部局指定管理者制度導入施設所管課に対し、今回の委員意見もふまえ、より一層業務の適正性確保に向けた取組を依頼した。</p> <p>また、指定管理業務の適正性確保に向けた更なる取組として、各施設所管課職員及び施設所管部局の行政改革課兼務職員を対象に、運用上の留意点等について具体的な事例に基づき説明するため、平成26年度から新たに指定管理者制度説明会を開催することとした。</p> <p>平成26年度は、6月11日及び6月13日に実施済みであり、今後、毎年</p>

<p>改革課においては、公の施設所管部局に対して点検・指導の強化を促すこと、モニタリングにおける評価項目例の内容を再検討することなど、指定管理業務の適正性確保に向けた取組が行われた。</p>	<p>度、説明会を開催し、制度運用上留意すべき点等の周知を徹底していく。</p>
---	--

2 指示事項に対する措置

(指定管理者制度に関するモニタリングについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財務部（行政改革課）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成 24 年 6 月 19 日から同年 8 月 3 日まで、同年 8 月 1 日</p>
<p style="text-align: center;">監査の結果</p> <p>指定管理者制度に関するモニタリングについては、以下の点について今後検討されたい。</p> <p>1 平成22年度の評価に関しては、評価・公表の時期が遅く、次年度以降の事業計画への反映などが一切できない状況であり、そもそもモニタリングの趣旨を達成していない。</p> <p>公の施設を適切に管理運営し、府民サービスの向上に資するように、評価結果を指定管理者の事業計画へ反映させることがモニタリングの主眼であり、それがかなうように評価を実施していくべきである。</p> <p>その点に留意し、今後、行政改革課の主導により適時適切に指定管理業務の評価がなされるよう徹底されたい。</p> <p>2 より客観的かつ適切な評価を行うためには定量的な評価指標、例えば利用者増の取組については利用者数の経年分析の実施、公募の際の提案内容がどの程度達成されているかなど</p>	<p style="text-align: center;">措置の状況</p> <p>1 平成 23 年度のモニタリング結果については、年内に公表を行った。平成 24 年度のモニタリング結果については、25 年 7 月に公表を行った。</p> <p>また、平成 25 年度のモニタリング結果については、平成 26 年 7 月に公表を行った。</p> <p>今後とも、適時適切に評価がなされるよう徹底する。</p> <p>2 平成 23 年度、平成 24 年度のモニタリングの実施結果も踏まえ、各施設所管部局に対し、定量的な指標の設定も含め、適切なモニタリングの実施に向けて、考え方を提示し、個別の説明会や行政改革課兼務職員等会議の機会をとらえ、周知を行った。</p> <p>また、評価指標の設定の考え方も含めて、見直しを行い、マニュアルにも反映した。</p>

の指標を各施設で設定した上で評価すべきである。

平成23年度の評価票では定量的な評価が考慮されていないため、府民への説明責任を踏まえた評価指標の設定が必要である。そのためには、各施設所管課において適切にモニタリングが行われるよう、全庁的な観点から行政改革課による具体的な指標に関するガイドラインの提示や適時の指導及び施設所管部局に対する点検について検討されたい。